

# シンポジウム「わが国の受動喫煙防止対策について」開催の目的

大和 浩

(産業医科大学 産業生態科学研究所 教授)

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が 2005 年 2 月 27 日に発効し、タバコの値上げ、パッケージへの写真入り警告、広告の規制が始まっていることは、後段の「大禁煙時代を迎えて」の中に詳しく述べている。

産業医科大学では、1996 年から職場の受動喫煙防止対策について取り組み、先行研究の結果から、喫煙室を設置する空間分煙には以下の問題点があることを指摘してきた<sup>1,2)</sup>。

- ・ タバコ煙の漏れを防止することは出来ないこと (=不適切)
- ・ 喫煙室を設置した場合、空調された空気を屋外に排気することによる電力のムダが発生すること (=不経済)
- ・ 喫煙室の内部は劣悪な環境になっていること (=不健康)
- ・ 喫煙室から戻った人のタバコ臭で禁煙の室内の空気が汚染されること (=不快適、有害)

さらに、現在取り組んでいる「飲食店等多数の者が利用する施設における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」(厚労科研、H23 年度) から、飲食店等のサービス産業で喫煙区域の設置を容認した場合、従業員の職業的な受動喫煙が防止できない、という深刻な問題が解決できないことも明らかにしてきた。

本日の第 1 部は、これまでの研究成果を踏まえ、すべての職場を全面禁煙とすることの必要性を、さらに、諸外国では飲食店や居酒屋などのサービス産業を含む屋内の職場を全面禁煙とする法律が成立していること、その結果として国民全体の心筋梗塞などタバコ関連疾患が減少していること、サービス産業の営業には支障がないことについても紹介する。

第 2 部は、受動喫煙防止対策の進展に医師や研究者として、また、行政の立場や議員として取り組んできた 4 名のシンポジストをお招きして、最新の情報を紹介して頂く予定である。シンポジウムでは、わが国で初めて民間を含む屋内施設での受動喫煙を規制した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」、平成 22~23 年に検討が行われ発表された「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書」の内容をもとに議論を深めたい。同様の検討を行っている全国の自治体や厚生労働行政の担当者に、「すべての施設の全面禁煙（医療・教育施設は敷地内禁煙）」を推し進めることの重要性を示したい。

第 3 部は、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の精神を全国に拡大するために 9 月 17 日に神奈川を出発し、途中 12 カ所でイベントを行い、最終地点となる神戸を目指す「スマーケフリーキャラバンの会」との交流会である。受動喫煙防止条例が神奈川県から兵庫県へ、さらに全国に拡大することを期待したい。

1) 厚労科研、平成 17~19 年「受動喫煙対策にかかる社会環境整備についての研究」(主任研究者、大和 浩)

2) 厚労科研、平成 20~22 年「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」(同上)